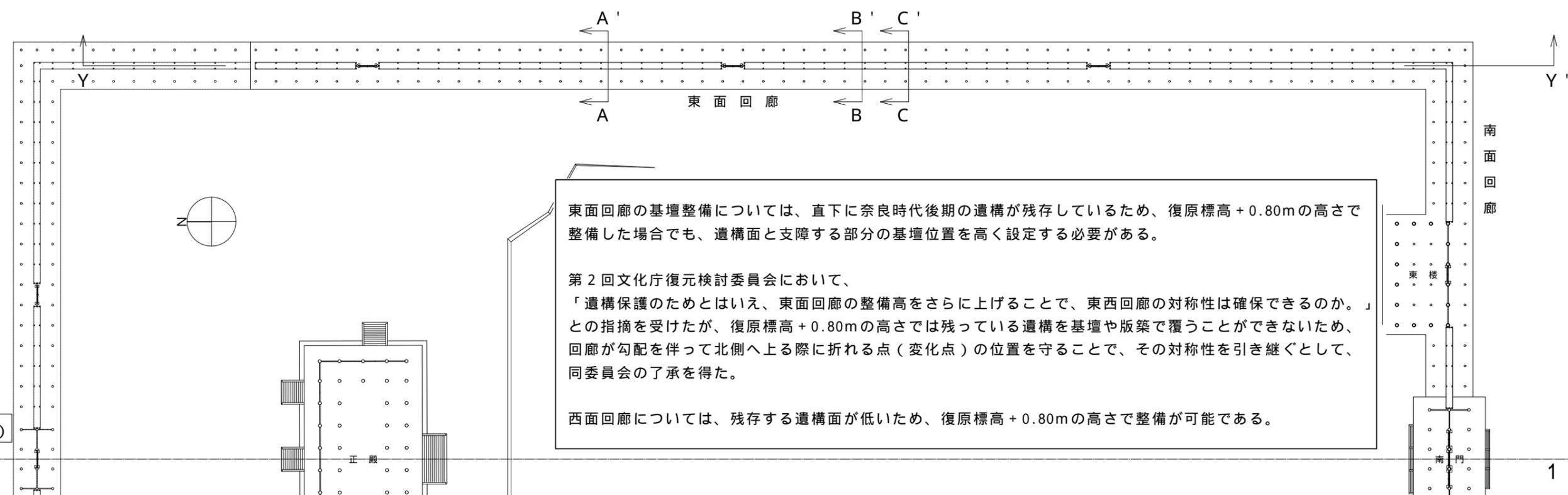


東面回廊遺構断面図

高さ方向10倍



回廊平面図(東半)

東面回廊の基壇整備については、直下に奈良時代後期の遺構が残存しているため、復原標高+0.80mの高さで整備した場合でも、遺構面と支障する部分の基壇位置を高く設定する必要がある。

第2回文化庁復元検討委員会において、
「遺構保護のためとはいえ、東面回廊の整備高をさらに上げることで、東西回廊の対称性は確保できるのか。」との指摘を受けたが、復原標高+0.80mの高さでは残っている遺構を基壇や版築で覆うことができないため、回廊が勾配を伴って北側へ上る際に折れる点(変化点)の位置を守ることで、その対称性を引き継ぐとして、同委員会の了承を得た。

西面回廊については、残存する遺構面が低いため、復原標高+0.80mの高さで整備が可能である。